明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○平成二十九年七月九州北部豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（環境二二）　一

〔規　則〕
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（人事院九―五五―一三〇）　二

〔告　示〕
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件の一部を改正する件（総務二七八）　二
○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件の一部を改正する件（同二七九）　三
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件の一部を改正する件（同二八〇）　三
○消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の代表者の氏名の変更に関する件（消防庁九）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一三七一～一三七五）　三
○保安施設地区の指定をする件（同一三七六）　三
○肥料を登録した件（同一三七七）　三
○肥料の登録が失効した件（同一三七八）　三
○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第七十五条第三項の規定に基づき、指定法人から住所及び事務所の所在地の変更の届出があった件（経済産業二〇五）　四
○建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件及び鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件の一部を改正する件（国土交通八一三）　五
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同八一四）　六
○水先人に免許を与えた件（同八一五）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局六五）　六
○道路に関する件（北海道開発局一六五～一七〇）　七
○道路に関する件（沖縄総合事務局二七）　七
○都市計画に関する件（同二八）　七

〔国会事項〕
内閣　環境省　最高裁判所　八

〔人事異動〕
内閣　環境省　最高裁判所　八

〔叙位・叙勲〕
内閣　八

〔皇室事項〕
内閣　八

〔官庁報告〕
官庁事項　八

農林物資の規格化等に関する法律第十七条の十二第二項第一号の規定に基づく登録認定機関の認定に関する業務の停止命令に係る公示（農林水産省）　九
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（静岡労働局最低賃金公示一）　九

〔公　告〕
諸事項　九

官庁　一〇
財団関係　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生関係　一〇
地方公共団体　一〇
教育職員免許状失効・取上げ処分関係　一〇
会社その他　三

省　令

○環境省令第二十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）を実施するため、平成二十九年七月九州北部豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十九年九月四日

環境大臣　中川　雅治

平成二十九年七月九州北部豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（平成二十九年七月九州北部豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の特例）

第二条　産業廃棄物処理施設の設置者が、平成二十九年七月九州北部豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理をその処理施設において行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の七の十六第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一　廃プラスチック類の破砕施設　廃プラスチック類（特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第二条第四項に規定する特定家庭